

	資料提供
	令和4年12月1日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課(田中、寺坂)
電話	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認及び今後の対応について

11月30日、鳥取市において発生した高病原性鳥インフルエンザを疑う事例については、遺伝子検査を実施した結果、本日午前5時にH5亜型の遺伝子が確認され、国において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定されました。

県では、速やかな殺処分に向け、資機材の調達・搬入やテント設営などの作業を進めており、今後、次のとおり対応することとしています。

記

1 農場の概要

所在地：鳥取県鳥取市

飼養状況：採卵鶏（約11万羽）

2 農林水産省による疑似患畜の確認結果

倉吉家畜保健衛生所で行った遺伝子検査の結果、H5亜型の遺伝子が検出され、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが判定されました。

3 今後の対応

本事例が疑似患畜と確認されたので、第1回鳥取県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、防疫作業を開始します。

(1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

ア 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却

イ 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定

ウ 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定

※移動制限区域、搬出制限区域に家きん農場なし。

(2) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

(3) 殺処分対象の家きん羽数（約11万羽）が膨大であることから、陸上自衛隊に対し災害派遣を要請する予定。

4 県民の皆様へのお願い

(1) 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさ

まは、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

- (3) 死んだ野鳥を見つけたからといって、ただちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、触らないで、県庁緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

5 報道機関へのお願い

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。